

令和3・4年度 加茂市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領

令和3・4年度において、加茂市が行う建設工事に係る測量、調査及び設計等業務の指名入札及び随意契約の協議に参加しようとする方は、この要領に定めるところにより、競争入札等に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」といいます。）の審査（以下「資格審査」といいます。）の申請を行ってください。

1. 資格審査申請をすることができる方

資格審査の申請をすることができる方は、別表の「資格業務」ごとに「資格審査申請することができる者」の欄に掲げる方です。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する方は申請することができません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者。
- ③ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。
- ④ 暴力団員であると認められる者。
- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。
- ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者。
- ⑦ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。⑧について同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの。
- ⑧ 法人であって、その役員のうち④から⑥までのいずれかに該当する者があるもの。
- ⑨ 加茂市の市税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて滞納がある者。

2. 参加資格の有効期間

令和3年5月1日から令和5年4月30日までです。

3. 受付期間

令和3年2月1日から令和3年2月28日まで。

「4. 提出先」へ郵送又は持参してください。

※郵送の場合は、令和3年2月28日の消印有効です。

※持参の場合は、土・日曜日、祝日を除きます。

4. 提出先

〒959-1392

新潟県加茂市幸町二丁目3番5号 加茂市役所総務課管財係

電話：0256-52-0080（内線330）

5. 申請書類および添付書類

市内業者：加茂市内に入札・契約行為を行う営業所（建設業法に基づく主たる営業所又は従たる営業所）を有する方をいう。

市外業者：「市内業者」以外の方をいう。

◎：必ず提出してください。

（記載すべき事項が無い場合は、「該当なし」と記入してください。）

△：該当がある場合、提出してください。

×：提出する必要はありません。

申請書類および添付書類		市内業者	市外業者
①建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書	【第1号様式】	◎	◎
②委任状【※1】		△	△
③入札参加希望業種（部門）一覧	【第2号様式】	◎	◎
④入札参加希望業種（部門）実績	【第3号様式】	◎	◎
⑤営業所一覧表	【第4号様式】	◎	◎
⑥技術職員調書	【第5号様式】	◎	◎
⑦技術職員経歴書	【第6号様式】	◎	◎
⑧登録を受けていることを証する書面【※2】		△	△
⑨営業実績があることを証する書面【※3】		△	△
⑩加茂市の納税証明書（ <u>原本</u> ）【※4】		◎	×
⑪法人税又は所得税の納税証明書（ <u>写し可</u> ）【※5】		◎	◎
⑫消費税及び地方消費税の納税証明書（ <u>写し可</u> ）【※5】		◎	◎
⑬暴力団等の排除に関する誓約書		◎	◎

※1：従たる営業所等に契約締結等の権限を委任する場合に提出してください。

宛名は「加茂市長 藤田明美」

※2：次の業務を希望する場合に提出すること。

業 種	提出書類
建設コンサルタント業務 地質調査業務 コンサルタント業務	それぞれの登録規程に基づく現況報告書の副本（国土交通大臣の確認を受けたものに限る。）の写しを提出する。 （申請業種（部門）が現況報告書に記載されていない等の場合は、登録証明書の写し等を提出すること。）
測量業務	登録証明書の写し
建築設計業務（一級建築設計）	一級建築士事務所の登録証明書の写し
建築設計業務（建築設備設計）	建築設備士の登録証明書の写し
土地家屋調査業務 不動産鑑定評価業務 計量証明業務	それぞれの登録証明書等の写し

※3：建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、建築設備設計業務のうち登録規程に基づく登録を受けていない部門について申請する方、及び調査・試験業務、その他の業務を申請する方は、当該業務の実績の中から1～2件について、その契約書の写しを提出してください。

契約書記載の契約名等からは業務内容が明確ではない場合は、業務内容の分かるもの（仕様書等）も添付してください。また、提出する契約書等には、どの部門に関するものか分かるようにインデックス（業種・コード等記載）を付けてください。

※4：加茂市の市税の納税義務がある方は市税の納税証明書（未納税額がないことの証明）を提出のこと。（証明書は申請書提出日以前3ヶ月以内に発行されたもの。）

※5：法人税又は所得税の納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書
（証明書は申請書提出日以前3ヶ月以内に発行されたもの。）

・法人：その3の3

「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用

・個人：その3の2

「所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用

6. 提出部数

申請書は【①から⑬の番号順】にA4版のフラットファイル（長辺とじ）に綴じて背表紙及びおもて表紙に社名を記入し 1部 提出してください。

7. その他

申請書の受領書または受付印が必要な場合は、郵送時に返信用封筒又は返信用はがきを同封してください。受付印を押印し返送します。持参の場合は、その場で受領書に受付印を押印し渡します。

なお、この受付印は受領したことのみを表すもので、内容審査が正しいことを表すものではありません。

別 表

資格業務	資格業務に係る業務内容	資格審査を申請することができる者
建設コンサルタント業務	土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言	1 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月建設省告示第 717 号）の規定に基づき建設コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和 52 年 4 月建設省告示第 718 号）第 2 条第 1 項に規定する地質調査	1 地質調査業者登録規程の規定に基づき地質調査業者についての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年 9 月建設省告示第 1341 号）第 2 条第 1 項に規定する補償業務	1 補償コンサルタント登録規程の規定に基づき補償コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
測量業務	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 3 条に規定する測量及び当該測量に付随する業務	測量法の規定に基づき測量業者としての登録を受けている者
建築設計業務	建築物又は建築設備の設計	1 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の規定に基づき一級建築士事務所についての登録を受けている者 2 建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者（以下「登録建築設備士」という。）及び登録建築設備士を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者
土地家屋調査業務	不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申請手続	土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人
不動産鑑定評価業務	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 2 条第 1 項に規定する不動産の鑑定評価	不動産の鑑定評価に関する法律の規に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者
計量証明業務	計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条に規定する計量証明	計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者
調査・試験業務	雪氷、海洋、環境及び生態系に関する調査並びに路床路盤支持力試験（C B R 試験）	当該業務の営業実績を有する者
その他の業務	建設工事に係る測量、調査、設計等の業務であって上記の業務以外のもの	当該業務の営業実績を有する者